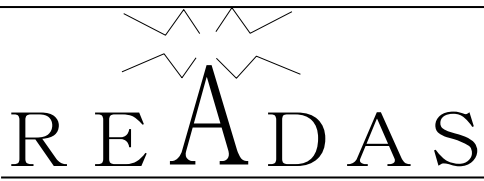


第 6093 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 11月 30日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 個人事業者が年の中途中で死亡した場合

Q：個人商店を営んでいた父が亡くなりました。税務上、どのような手続きが必要になりますか？

A：次のような手続きが必要になります。

【解説】

確定申告書を提出すべき者が死亡した場合には、死亡した者の相続人が、相続の開始を知った日の翌日から4ヵ月以内に確定申告書（準確定申告書）を提出しなければなりません。これらの申告書を提出する場合には、原則として、相続人全員の連署による次の書類を、各申告書に添付して提出することとなっています。

① 所得税の確定申告付表（兼相続人の代表者指定届出書）

② 死亡した事業者の消費税及び地方消費税の確定申告明細書

なお、還付申告書を提出できる者が死亡した場合については、特に申告書の提出期限が定められていませんので、還付請求権の時効（請求ができる日から5年間）成立前であれば、いつでも提出することができます。

また、届出書については、それぞれ次の期限までに提出することとされています。

① 所得税関係については、「個人事業者の開業等届出書」を開業の日（相続開始の日）から1ヵ月以内に提出

② 消費税関係については、「個人事業者の死亡届出書」を速やかに提出

